

ID: 40

担当部署: 総務部 智恵文支所 市民係

処分の概要	展示品等の存置の許可		
例規名 根拠条項	名寄市智恵文多目的研修センター管理規則 第10条		
例規番号	平成22年規則第18号		
<p><b>【根拠条文】</b> (展示品等の存置) 第10条 利用者は、展示品等を利用時間以外に研修センター内に存置しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日